

第24期第29回農業委員会総会

◇日 時 令和4年11月14日（月）午後2時00分

◇場 所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 10番 木野 篤志 11番 宮崎 邦康

◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 都市農地貸借円滑化法による貸借について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
報告第3号 農地法第18条の規定による通知について

議 長 それでは、只今から、第29回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
10番 木野委員 11番 宮崎委員 を指名します。

議 長 これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （1件）
議案第2号 都市農地貸借円滑化法による貸借について （1件）
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） （1件）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） （4件）
報告第3号 農地法第18条の規定による通知について （1件）

議 長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を
次の通り提出する 令和4年11月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部
英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積578㎡
地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積459㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑
面積16㎡ 面積合計1,053㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営
を行っている期間 令和元年10月1日から令和4年10月31日まで 備考 平成13
年10月15日付相続税納税猶予適格者証明発行

議 長 当該農地の耕作状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

総会資料 3 ページになります。■■■■の■■■■の圃場で、■■■■の■■■■
■が借りることになります。総会資料 4 ページになります。都市農地における耕
作の事業内容といたしましては、当圃場で生産した農作物の 5 割以上を昭島市内
で販売いたします。所有者の事業といたしましては、周辺環境との調和をはかる
ために農地の見回り及び周辺住民からの相談対応を行います。その他、本生産緑
地に付随する事項への助言・協力・指導などを行います。こちらは、田んぼだっ
たところを畑として利用するため、作付けのアドバイス等を行うということでご
ざいます。以上の作業に、貸付人とそのご家族が年間15日以上従事いたします。
申請者は、年間150日従事する予定です。申請者の作付面積は、所有が1,897㎡と
借入が2,935㎡で合計4,830㎡となります。申請者の所有する大農機具につきまし
ては、トラクター、耕耘機、シーダー、軽トラ、マルチ敷き、チップパーが各 1
台。草刈り機が 2 台でございます。トラクターに関しましては、当圃場では貸付
人の所有するトラクターを借りて耕耘する予定です。作業に従事する者といたし
ましては、申請者 1 名。農作業歴は、20 年となります。申請者の自宅から圃場ま
では、約400mとなります。今回借り入れるにあたり、周辺地域との関係、栽培す
る品種の選定、農作業時間など周辺住民への影響を考慮していきます。
以上でございます。

議 長 続きまして、当該農地の貸借の内容について説明願います。
地区委員の 2 番 鈴木委員説明願います。

2 番委員 はい、説明いたします。
番号 1 貸付人、借受人、土地の所在等につきましては総会資料 3 ページに記載
のとおりです。また、土地の案内図及び公図の写し等は総会資料 5 ページのと
おりです。契約内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。調査年
月日は、令和 4 年11月 7 日 立会い者は、申請者、会長、職代、A 班と私と事務
局です。土地の案内につきましては、■■■■から■■■■を■■■■に進み、
■■■■の30m先を左斜めに侵入し、約165m進んだ右側の農地です。農地の状
況ですが、トラクターで耕耘してありましたが、畑東側の一部に貸付人栽培のサ
トイモが 1 作、長さにして約10間植えられていました。貸付人の従事内容につ
きましては、事務局より説明があったとおりです。借受人の事業内容につきま
しては、年間を通して、小松菜、ハウレン草、水菜等の葉菜類及びサトイモ等の根
菜類を作付け予定です。また、主な出荷先は、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■です。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ござ
いませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議のないものと認め、本件については、申請人に都市農地貸借円滑化法によ
る貸借の計画決定をいたします。

議 長 次に、報告第 1 号 番号 1 農地法第 4 条の規定による届出についてでございま
す。

総会資料	報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積298㎡ 届出人 ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■ 転用目的 自用住宅
議長	当該農地の利用状況について説明願います。 6番 細井委員説明願います。
6番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料6ページのとおりです。案内図は7ページのとおりです。調査年月日は、令和4年11月7日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より■■■■■へ30m直進し、左折して460m直進した左側の土地です。農地の状況ですが、戸建て住宅が2棟建っており、北側は平屋建て、南側は2階建ての住宅でした。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、道路。北は、アパートです。転用に関連する特記事項は、特にありません。 以上です。
議長	以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議長	次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積470㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 分譲住宅
議長	当該農地の利用状況について説明願います。 5番 坂本委員説明願います。
5番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図と公図は総会資料10ページを参照してください。調査年月日は、令和4年11月10日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より西へ約180m進み■■■■■を左折し、■■■■■へ約300m進み路地を左折し、西へ約150m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、宅地造成工事が施工され、整地されていました。周囲の状況ですが、東は、道路と住宅。南は、畑。西は、畑。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。 以上です。
議長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議長	次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積3.45㎡ 譲受

議長

12番委員

議長

議長

総会資料

議長

12番委員

議長

議長

総会資料

5

議長

8 番委員

議長

議長

総会資料

議長

事務局

議長

議長

6

議事録署名者	
議 長	
委 員	
委 員	